

議事日程(第2号)

令和6年3月6日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第5号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第2 議案第6号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第3 議案第7号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第8号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第9号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第10号 国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について
- 日程第7 議案第11号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第12号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第13号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第14号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第15号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第16号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第17号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第18号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第19号 高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第20号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第17 議案第21号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

日程第19	議案第23号	高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第20	議案第24号	令和6年度高鍋町一般会計予算
日程第21	議案第25号	令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第22	議案第26号	令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第23	議案第27号	令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第24	議案第28号	令和6年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第25	議案第29号	令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第26	議案第30号	令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第27	議案第31号	令和6年度高鍋町水道事業会計予算
日程第28	議案第32号	令和6年度高鍋町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	議案第5号	令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）
日程第2	議案第6号	令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第3	議案第7号	令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第4	議案第8号	令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第5	議案第9号	令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第6	議案第10号	国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う 規約の廃止について
日程第7	議案第11号	高鍋町課設置条例の一部改正について
日程第8	議案第12号	高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第13号	高鍋町介護保険条例の一部改正について
日程第10	議案第14号	高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について
日程第11	議案第15号	高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 改正について
日程第12	議案第16号	高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準等を定める条例の一部改正について
日程第13	議案第17号	高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について
日程第14	議案第18号	高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第15 議案第19号 高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第20号 高鍋町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第17 議案第21号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第22号 高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第23号 高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第20 議案第24号 令和6年度高鍋町一般会計予算
- 日程第21 議案第25号 令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第26号 令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第27号 令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第24 議案第28号 令和6年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第29号 令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第26 議案第30号 令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第27 議案第31号 令和6年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第32号 令和6年度高鍋町下水道事業会計予算

出席議員（14名）

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 田中 義基君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 古川 誠君	16番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君	事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 宮本 敦子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 小山 圭一君

教育長	……………	島埜内 遵君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………		野中 康弘君	
財政経営課長	……………	飯干 雄司君	建設管理課長	…………… 吉田 聖彦君
農業政策課長	……………	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	… 杉 英樹君
地域政策課長	……………	山下 美穂君		
会計管理者兼会計課長	……………		鳥取 和弘君	
町民生活課長	……………	日高 茂利君	健康保険課長	…………… 濱本 生代君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	…………… 宮越 信義君
上下水道課長	……………	渡部 忠士君	教育総務課長	…………… 横山 英二君
社会教育課長	……………	岩佐 康司君		

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第5号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第5号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 56ページのところでふるさと納税の計画が15億円されているんですけど、5億7,000万円の減額ということになっておりますが、それを差し引きますと9億3,000万円ということになるんですけど、1月末の実績を見てみますと6億6,000万円ということでありまして、達成できるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。すいません。地域政策課長。失礼しました。

○地域政策課長（山下 美穂君） ふるさと納税において補正後の額が達成できるのかという御質疑でございますが、今回のふるさと納税に係ります補正予算につきましては、歳出予算におきまして必要となります経費や基金積立金など会計年度内に不足することがないよう予算を計上しております。今年度の見込み以上の寄附が万一あった場合であっても対応できるようにという予算の組み方をしているところです。

本年2月末までの寄附実績で見込んだところ、令和5年度の寄附総額につきましては約8億3,000万円から8億5,000万円程度になるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 今、課長のほうから答弁を頂きましたが、これは決算しかあとは見えていかれないわけですので、十分、決算のほうで見ていきたいというふうに思います。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） いいですか。

○議長（永友 良和） いいです。

○7番（中村 末子君） 先にいいよ。

○議長（永友 良和） じゃあ、先に。じゃあ、15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） ありがとうございます。

今回、ふるさとづくり基金繰入金の補正が約4,000万円減の8億4,412万円ということですが、出納整理期間後の最終的な取崩し額はどのくらいになりそうでしょうか。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） お答えいたします。

今回の補正後のふるさとづくり基金繰入金の予算額は8億4,412万9,000円でございますが、このうち4億5,550万9,000円は新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策に要する経費に充当しているところでございます。

これらの経費につきましては多くが国からの地方創生臨時交付金の対象となり、臨時交付金の交付額及びその充当事業の事業費が確定した段階で財源更正をする予定としております。

また、臨時交付金の交付額やその充当事業の事業費がまだ確定していないため現時点でのおおよその数値で申し上げますと最終的に4億円から5億円ほどの取崩しになるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） それでは、ここ5年間の年度ごとのふるさとづくり基金への積立額と取崩し額を教えてください。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） ここ5年間、平成30年度から令和4年度までのふるさとづくり基金への積立額と取崩し額を申し上げますと、平成30年度は積立額3億2,300万円、取崩し額3億4,190万円、令和元年度は積立額7億748万円、取崩し額3億739万円、令和2年度は積立額約5億9,357万円、取崩し額約3億8,309万円、令和3年度は積立額が約4億6,162万円、取崩し額が約3億4,058万円、令和4年度は積立額が約3億6,144万円、取崩し額が約3億8,994万円となっております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 最後に町長にお伺いいたしますが、今、ふるさとづくり基金の状況をお聞きして、積立てより取崩しが多い年もありますが、町長の任期中は、このように、惜しみなくというか、多くまた基金を充当して事業を行うつもりでしょうか。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） ふるさとづくり基金につきましては、これまで同様、前年度の積立額や寄附者の御厚意に留意しながら活用してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっと待ってね。

先ほどふるさと納税の問題については1番議員から質疑がございましたけれども、今回、減額予算となっております歳入で、説明から、地方消費税をはじめ国県からの資金減額について再度説明を求めるとともに、ふるさと納税については、1番議員からありましたけれども、減額した理由、そして達成できるのかどうかというところが一番問題になるのではないかと思います。

なぜふるさと納税を特に聞くのかということについては、ふるさと納税の資金についてはしっかりと子育て支援をはじめいろんな資金への運用がなされている現実を考えるとまたまた決算までの間に減額ということになれば支障を来す可能性があるのではないかと考えているからです。

そして、明確な答弁はできないかと思うんですけれども、予算そのものに無理があったのではないか、これからも残すものについて無理があるのではないか、3月いっぱいでも本当にふるさと納税がきちんと今の目標どおりできるのかどうかというところを確認させていただきたいと思います。

歳出では商工費や教育費などの減額がありますけれども、その理由は何なんでしょうか。繰越明許費のうち高鍋駅舎支障移転費用とは何か、具体的に答弁を求めたいと思います。繰越明許費で大きな金額が繰り越される明確な理由は何なのかお伺いしたいと思います。地方債補正に関しては、利率は現在何%となっているのかお伺いします。

ページ17の重層的支援体制への移行準備補助金50万円はどのような内容となっているのかお伺いします。

再編関連訓練移転等交付金増額の要因は何かお伺いします。

ページ23、地籍調査の減額の理由は何かお伺いします。

子育て支援基金繰入れについてはどのくらいを目標としているのか。また、それを何に使うつもりなのか。

町債費で減額となった理由は何か。見積段階が高く設定してあったのではないかと危惧しますが、どうだったでしょうか。

ページ52のじんかい処理費の減額の理由は何か。これは西都児湯の負担金分でございます。

ページ54の農地費の減額理由は何でしょうか。これは、計画がうまくいかなかったのか途中なのか、そこのところを答えていただきたいと思います。

ページ59の建築物耐震改修事業補助金減額は、予定した物件の改修ができなかったのか、それとも別の理由があるのかお伺いします。

ページ70の図書館費の件なんですけれども、多額に資金を投入して改修を行いましたけれども、利用者の推移はどうなっているのかお伺いします。

以上です。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課関連部分をお答えいたします。

今回の補正予算は減額予算になっておりますかという質疑に関してでございます。

今回の補正予算におきましては国県支出金は主に事業費の確定に伴う減額となっております。また、地方消費税交付金につきましては、予算積算時に国の地方財政対策や近年の交付実績等を基に算定しておりましたが、交付確定額が予算額を下回ったことから減額としているものでございます。

次に、繰越明許費についてでございます。

繰越明許費計上の事業に係る繰越理由につきましては、事業ごとに異なるものではございますが、主に国の動向に伴うものや事業進捗に不足の日数を要したものなどとなっております。

続きまして、地方債の利率についてでございます。

地方債の利率につきましては、償還期間や借入先によって異なっておりますが、最新の財政融資資金の貸付利率についてお答えいたしますと、元金均等償還、据置き3年間で償還期間15年の場合、0.8%となっております。

再編関連訓練移転等交付金についてでございます。

再編関連訓練移転等交付金につきましては、新田原基地における日米共同訓練の実績等に応じて交付される実績分の交付額の確定に伴う補正の増額でございます。

続きまして、子育て支援基金についてでございます。

子育て支援基金繰入金につきましては、子ども医療費に充当することとしております。繰入額につきましては、先ほど申しました訓練移転等交付金から……。失礼いたしました。繰入額につきましては、子ども医療費に係る特定財源である県補助金やふるさとづくり基金繰入金を控除した額の範囲内としているところでございます。

続きまして、地方債の減額についてでございます。

地方債の減額につきましては、入札等により事業費が減額され、確定したことに伴い地方債も減額するものでございます。

地方債は、その制度上、議会で議決いただきました限度額を上限としてその範囲内でしか発行できないため歳出予算を基に積算するほかに方法がございません。そのため事業費確定後に減額せざるを得ないのが現状でございます。

財政経営課関係は以上でございます。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課関係部分についてお答えいたします。

まず、ふるさと納税が減額になった理由についてでございますが、国が行いました令和

5年10月からの募集費用総額5割以下基準の見直しに伴いまして基準にのっとった運用を図るため返礼品の寄附額の見直しを行ったことが大きな要因であろうと考えているところでございます。

引き続きポータルサイト等への掲載また事業者の方々との連携を深めながら少しでも寄附額の増加に努力してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、商工費が減額になった理由についてでございますが、負担金補助及び交付金におきまして対象事業の実績見込みに応じ減額したこと及びふるさと納税寄附額の実績見込額に応じ返礼品の代金やシステム手数料、委託料などの経費及びふるさとづくり基金積立金を減額したことが主な理由でございます。

最後に、繰越明許費補正の高鍋駅舎大規模改修に伴います支障移転費用補償金、こちらは、高鍋駅舎改修工事の着手に伴い、支障、影響が及ぼされるであろうJR九州の機器類の設備の移転工事に要します費用補償でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育費の教育総務課関係部分について御説明いたします。

減額理由は全て額の確定によるものでございますけれども、特徴的なもの2件について御説明申し上げます。

まず、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託費は委託期間が当初予定していた期間より短くなったことに伴い契約額が安くなったことに伴う減額でございます。

それから、各学校体育館のLED照明借上料につきましては、予算では6か月分の借上料を計上しておりましたけれども、借上料は設置完了後から支払うことになっております。

2月末に設置完了、3月からの使用開始となっておりますので、各学校とも5か月分を減額したものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課に関する主な減額理由につきまして御説明いたします。

まず、スポーツセンターにおける受変電設備等改修工事の事業費確定に伴う執行残を減額するものでございます。

その他、公民館及び図書館におきまして会計年度任用職員の雇用に関する減額がございます。

以上でございます。

失礼しました。

続きまして、柿原政一郎記念高鍋図書館の近年の利用者の推移についてでございますが、令和3年度が1万1,675人、令和4年度が1万3,238人、令和5年度が2月末までで1万4,374人となっております。

施設老朽化に伴います大規模改修によりトイレの改修やバリアフリー化などを行ったことで館内が利用しやすくなったことやクリスマスコンサートなどのイベントの実施により利用者数が増加しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課関係部分についてお答えいたします。

重層的支援体制整備事業への移行準備補助金50万円の内容についてでございますが、成年後見制度利用促進体制整備推進事業の国庫補助金でこゆ成年後見支援センターの中核機関としてのコーディネート機能を強化するため、その取組に対し50万円の補助金交付が確定したため、今回、追加で計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 建設管理課関係部分についてお答えいたします。

地籍調査の減額についてでございますが、当初、要望額、事業費ベースで1,500万円に対しまして内示額の確定が約95%の1,420万円であったための減額でございます。

次に、建築物耐震改修事業につきましては、耐震診断5件分の予算に対しまして2件の申請また総合支援の3件の予算に対しまして1件の申請でございました。予定していた件数を下回ったための減額でございます。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） じんかい処理費の減額理由でございますが、西都児湯環境整備事務組合負担金のうちエコクリーンプラザみやぎ分につきまして当該施設の決算が確定したことに伴い西都児湯環境整備事務組合構成市町村の令和5年度負担金が減額となったものでございます。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 農地費の減額の主な要因についてでございますが、まず、委託料につきまして、中原ため池下流排水路整備事業において、県との協議の結果、当初計画していた補助事業では採択されない可能性があるとして県から次年度以降に別の事業で実施するように指示がございましたので、今回、減額するものでございます。

次に、工事請負費につきましては、下永谷地区排水路かさ上げ工事を国の追加補正で申請できる可能性があるとして県から情報を頂きまして12月の補正予算に計上してございましたけれども、その後、県から今回は該当なしとの連絡がございましたので減額するものでございます。

なお、今回、減額補正いたしました委託料及び工事請負費につきましては令和6年度の当初予算に計上しております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっと順番じゃないかもしれませんが、2回目の質疑を行いたいと思います。

先ほどの中原ため池の問題、農地費の減額理由についてなんですけれども、これはちゃんと県とは話し合っただけで次はできるようになっていると確認してよろしいんですね。そうしないと、次がちゃんと確定していないのに予算が減額されたら地元の皆さんからどうなるのかという心配が出てくると思いますので、その確認をさせていただきたいと思います。

それから、耐震改修、これは、要望がないと確かに耐震改修はできないと思うんですけども、1月に能登の地震があってあれだけ壊れた家を見てしまったら「うちももしかんといかんことないやろか」とかいうのがひよっとしたら今になったら出てくる可能性がないとも言えないかなというふうに思わなくてもないんですが、そういう問合せが今の時点であったのかどうか、そこだけちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、先ほどのふるさと納税の問題なんですけども、答弁はちゃんとしているんですけど、問題は、最終的にお金がどうなるか、要するに、今度、目標にしている金額を達成できるのかどうかというところ。

また今年予算でも15億円を立てていますので、絵に描いた餅をするんじゃないかと思ってちょっと心配になっていますが、達成できますということがここで答弁できますか、町長。

○議長（永友 良和） ちょっと待ってくださいね。順番に行きます。農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 中原ため池の事業が実施可能であるかということなんですけれども、県とはしっかりと綿密な協議を重ねております。ですので、今のところ、採択される見込みということでしかお答えできませんけれども、その方向で事業を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 耐震診断の関係ですが、能登地震の後に、今、資料がないんですけど、約5件程度の相談があったかと思いますが、県への申請を打ち切った後でございましたので次年度ということをお願いしているところでございます。

○議長（永友 良和） 町長、いいですか。町長。

○町長（黒木 敏之君） ふるさと納税の目標設定ですね。

過去の経緯は御存じだと思います。18億円まで行って、その問題で総務省から御指摘を受けて、ほとんどのお任せした業者との関係で、高鍋町に残らないようなやり方、それと、納税額だけを追い求めているいろいろバランスを失い、あらゆる商品をカットした経緯があります。その3年間の経緯が非常にまだ尾を引いているということ。

新たな目標を設定しながら取り組んでいます。また総務省からの見直しが幾つかありながら、またキャノンのカメラも少し審査がありました。やっとなったところです。

その辺のところ、目標設定の期間中に幾つか修正がありましたので達成できるところまで行かない可能性は高いんですが、また新たにその方向に、今、新たな商品づくりから業者との新たな連携、この3年間の負の遺産を一蹴するよう取組をしておりますので、今年度は少し無理かなと思いますが、来年度は、行ける方向に行つての、常に15億円が当初の目的のままに来ており、それに向かっているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第5号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）について反対の立場で討論を行います。

この予算案には学校の環境整備予算をはじめ数々の必要な数字があることは私も十分承知しているところでございます。しかしながら、ふるさと納税の予算の在り方は数字合わせとしか言えないような状況であることが明らかになったと思います。

予算のときも申し上げましたが、ふるさと納税については、仲介者を替えてはきましたが、町内業者との関係性が希薄になっていると考えますし、これ以上の物産についての開発も厳しいと私は考えます。

都城市や都農町のように牛肉や豚肉の加工場もなく、特産品としての特記すべき加工品はギョーザを含め単価が低く、寄附していただく方への魅力には欠けるのではないかと私は考えております。

しかし、一方では会社の設備資金を出し続け税金をたくさん納めていただく状況にはほど遠いと言わざるを得ません。高鍋町独特の他の市町村にはない特化した農産品や生産品はないのかと考えております。

町長は「あれもこれもつくります。駅舎まで建て替えます」と言われますけれども、その予算を本当に確保できるのかどうか私は疑問に思っているところでございます。

しかし、何ら特徴のない町に国内外からの列車を利用した人々は訪れてくれるのでしょうか。町長はまた鈴木馬左也邸を改修するための資金を準備できたのでしょうか。高鍋町民はいいことは分かっているにもそこに回す資金がないことを知っています。旅費を使って四国まで行かれましたが、どうだったのでしょうか。

とにかく今は入ってきた資金をどこにどう使うのか選択しなければなりません。住民こそ主人公。笑顔のあるまちづくりが最優先されることを希望して反対といたします。

また、付け加えます。ふるさと納税で都城で本当に産地偽装が行われました。このようなことがあってはならないと私は考えます。ぜひそのところももう一度見直していただいてしっかりとしていただくことをお願いして反対の討論といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第5号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第6号

○議長（永友 良和） 日程第2、議案第6号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 基金積立てに7,130万7,000円とありますけれども、合計残高は幾らになるのでしょうか。

また、繰越金を次年度保険税減額に充てなかった理由は何なのかお伺いします。

特定健康診査負担金増額の理由は何なのかお伺いします。

国保情報集約システムとはどういうことなのか、それがどういったメリットがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 基金残高についてでございますが、今回の補正により残高は約5億3,368万円となります。

繰越金を次年度保険税減額に充てなかった理由でございますが、保険税算定時には繰越額が確定しておりませんので基金を活用して国保税の急激な増とならないようにしているところでございます。繰越金は、最終的に基金に積み立て、次年度の保険税算定の際に活用させていただいているところでございます。

次に、特定健康診査負担金増額の理由でございますが、令和4年度特定健康診査等負担金の額の確定に伴いまして追加交付分を増額するものでございます。

次に、国保情報集約システムでございますが、市町村が行います資格管理及び給付事務のうち都道府県単位で一元的に管理が必要な情報である資格取得・喪失年月日及び高額療養費に係る情報を管理し市町村間における情報連携等を支援するものでございます。メリットといたしましては情報連携がスムーズに行えることがメリットというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第6号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第7号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第7号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 高齢者が増加してその健康管理について健康保険課は特段の配慮をなされていると判断しておりますけれども、お年寄り、自宅で最期までいたいという希望の下、健康管理をはじめ食生活などにも留意しています。また、そのことについてどのようなことをしてこられたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 今おっしゃいましたように高齢の方だけではなく健康管理に気をつけていらっしゃる方は多いと思いますが、特に高齢者等につきましては介護予防との一体的事業というのに取り組んでおりまして、看護師や管理栄養士等が健診結果等を基に戸別に御自宅を訪問させていただきまして健康に関する指導・助言や栄養に関する指導・助言等を行っているところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第7号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について賛成の立場で討論を行いたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、高齢者が増加し、その健康管理について健康保険課というのは特段の配慮をされていることは私は認めております。また、お年寄りも、自宅で最期までいたいという希望の下、健康管理をはじめ食生活などにも留意して頑張っていると思います。そのことを理解しながら健康でい続けられる支援体制があると判断して賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第6号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第7号令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第8号

○議長（永友 良和） 日程第4、議案第8号令和5年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 僅かですけれども、基金へ積み立てる理由は何なのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 基金に積み立てる理由でございますが、高鍋町介護給付費準備基金条例第4条に基づきまして基金に積み立てるものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第8号令和5年度高鍋町介

護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第9号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第9号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 債務負担行為の算定基礎は何なのか、いろんな費用が高騰している中でこの金額設定をして大丈夫なのか、確認させていただきます。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） お答えいたします。

まず、高鍋浄化センター等運転管理業務委託に係ります債務負担行為の額の算定基礎でございますけれども、こちらのほうは、一般財団法人建設物価調査会発行の建設物価というのがございますけれども、その直近の労務単価を基に上下水道課において積算・算定しているところのものとございます。

また、汚泥運搬処理業務委託及び自家用電気工作物保安管理業務委託の額の算定につきましては見積りを徴しましてその見積額を算定基礎としているところでございます。

いずれも適正な額の設定というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第9号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第10号

日程第7. 議案第11号

日程第8. 議案第12号

日程第 9. 議案第 13 号
日程第 10. 議案第 14 号
日程第 11. 議案第 15 号
日程第 12. 議案第 16 号
日程第 13. 議案第 17 号
日程第 14. 議案第 18 号
日程第 15. 議案第 19 号
日程第 16. 議案第 20 号
日程第 17. 議案第 21 号
日程第 18. 議案第 22 号
日程第 19. 議案第 23 号
日程第 20. 議案第 24 号
日程第 21. 議案第 25 号
日程第 22. 議案第 26 号
日程第 23. 議案第 27 号
日程第 24. 議案第 28 号
日程第 25. 議案第 29 号
日程第 26. 議案第 30 号
日程第 27. 議案第 31 号
日程第 28. 議案第 32 号

○議長（永友 良和） 日程第 6、議案第 10 号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止についてから、日程第 28、議案第 32 号令和 6 年度高鍋町下水道事業会計予算まで、以上 23 件を議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 10 号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 11 号高鍋町課設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7 番、中村末子議員。

○7 番（中村 末子君） 新たに課を設置して人員配置をどうするのか。また、スペースをどう確保するのか。

もう一つは、この条例は令和 6 年能登地震前に提案されたと考えますけれども、そうになると、現在、2 か月たった今でも寸断された道路や再起をどう図るのかは一自治体では抱え切れないと思います。

また、災害発生時において何人配置されるのか分かりませんが、そこの課長が全

責任を負うものなのか。また、現在、会計年度職員がいる状況で誰がどのように責任を負うのかが説明されておりません。

確かに総務厚生常任委員会での審査はありますけれども、何かがあったときに状況を素早く判断して災害に対応するのは、全職員が英知を集結して町長が全責任を負うことなので、安易に課を設置してそこに任せるといふのであれば無責任だと私は考えます。

どのような判断に基づいてこの条例を提案されたのか、詳細に答弁してほしいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 危機管理課の設置についてございますが、職員の配置に関しましては組織全体の職員配置のバランスを考慮しつつ必要な職員数の配置に努めてまいりたいと考えております。

また、執務スペースにつきましては総務課のスペースを広げた上で現行の生活安全係が配置されている箇所に配置したいと考えております。

次に、災害発生時の責任についてでございますが、課を設置したからその課長をはじめその他職員が責任を負うという考えは一切持っておりません。有事の際における自治体の対応の最終的な責任は町長である私が負うべきものと自覚しております。

次に、課設置の判断についてでございますが、おっしゃるとおり能登半島地震発生前の令和5年中に設置の検討を始めたところであり、その背景には、近年、多発している自然災害への適切な対応、とりわけ本町は南海トラフ巨大地震のリスクを抱えていることをはじめ国・県において積極的に防災・減災事業が進められていること、地域防災の要として期待されている消防団員数が減少し続けていることなど、さらに申し上げますと安心安全の確保は町民の皆様全ての願いであるという基本理念に基づき課の設置をしたいという結論に至ったものであり、決して安易な考えで本案を提案しているものではありません。

なお、県内の町村では本町が初めて危機管理課を設置することとなりますが、全国では多数の自治体が災害対策の専門部署を設けており、県内でも9市全てが設置しております。激甚化・頻発化する災害に対応するため常に危機に備える専門部署の設置は非常に重要であると考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほどの答弁の中でちょっと気になったのは、消防団員数の減少ということを言われましたけれども、消防団員は、東日本大震災の折から、すぐ逃げるところで、ちゃんと、結局、災害で広報をして回ったりとかそういうことはもうしない、させないということにあのときからなっていると思います、私は。

消防団員にそういった広報活動とか危ないですよとか人を助けに行くとかそういうことを課してはいけない状況があるということは町長も御承知おきだろうとは思いますが、まず消防団のことを挙げられたことが私はちょっと気になったんですね。

消防団員が少なくなっているのは私も承知しております。ただし、消防団員というのは、常平生の災害においてしっかりとした対応をしていく、そしてその対応時には町民の方々

も期待している、その状況の中ではありますけれども、消防団員は災害時においてはすぐ逃げろということの方向になっておりますので、そこは御承知おきください。

それから、9市全てが設置されておるということでございますけれども、9市全てが設置してどのようなことをされてきているのか。また、私は、能登のあの壊れた状況を見てみると、そして全部が火事になって耐震率というものすごく低かったんですね。

だから、耐震率なんかを上げるのも、今度は新たに危機管理室で対応していくのか。建設管理課ではないのか。その辺のところもどうされるのかということはまだ具体的に決まっていらないと思うんですけれども、どういうふうな考えで立ち上げをされたのか、再度、そのところに特化してお答え願えればと思います。

診断というか、耐震化をどう進めていくのかというところは、今までどおり建設管理課なのか、それとも危機管理室で対応していくのか、どちらで対応するのかということも併せてお答え願えればと思っております。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） まず、消防団につきましては、消防団の使命は町民の生命・財産を守ることでございます。災害があつてすぐ逃げるといふようなことは基本的にはございません。

消防団はボランティア活動として取り組み、高鍋町消防団は特に災害の訓練を日々繰り返し行っておりますし、また県内でも統率力あるいは指揮力においては県下の消防団が認めるところの力を発揮する消防団になっていることは御認識賜りたいというふうに思います。

また、危機管理課ができれば、建設管理課のことを挙げられましたけれども、全ての課と連携しながら、在り方、特に耐震等については、建設管理課もありますし、また地域政策課、いろいろありますけど、特に今回の駅舎の改修も耐震構造の問題ですので、様々な耐震問題あるいは各課と連携しながら所轄の課題と組み入れながら取り組んでいきます。

災害防止の要は危機管理にあるわけですが、事前に想定しながら専門的に様々な避難や対応の在り方を考える課はなくてはならない時代になっているという認識が極めて重要であり、思うところ、高鍋町が県内の町村で初めて危機管理課をつくりませんが、それに倣うところが今後多く出てくると認識しているところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ちょっと確認です。総務課長に確認していききたいと思います。

先ほどから、消防団のことを、確かに町民の財産と命を守るといふふうに覚えていらっしゃるかもしれませんが、東日本大震災以降、亡くなった消防団員が余りにも多かったことを受けて国は自分が安全な場所にきちんと避難してその後しっかりと消防団員が助けに行ったりとかいろいろなことを自衛隊とも災害派遣で派遣された人たちと一緒にやるということに私はなったと思うんですが、そこは私の考えが違っていますでしょうか。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 消防団の使命につきましては、先ほど町長が申しあげましたように町民の生命と財産を守るという崇高な使命での活動をしておりますが、災害の事象によりまして、今、中村議員が言われたように、まず自分の命を守った上で、命がないと次の人を助けられないというところがありますので、災害の事象に応じまして団長等と協議しながら、消防団のほうの出動等については、その都度、協議していく形になると思います。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町介護保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 国の介護保険法の改正に伴うものはどう把握しているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 国の介護保険法の改正の把握についてでございますが、今回の改正は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで低所得者の保険料上昇の抑制を図るための改正が行われたものと把握しております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第13号……。すみません。失礼しました。次に、議案第14号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これは私の質疑が間違っているのかもしれませんが、今回の改正では利用者だけでなく働いている人々からも自宅での介護が難しくなるのではないかと危惧されております。改正において利用者や介護者への対応はどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 利用者や介護者への対応についてでございますが、今回、

一部改正の議案を提出させていただいております関係につきましては、介護サービスの質を担保しつつ事業所を効率的に運営する観点からの管理者の兼務範囲の明確化や身体的拘束等の適正化の推進に関する措置の義務づけ、協力医療機関との連携体制の構築といった事業所の基準に関する内容が主なものとなっております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑は終わります。

次に、議案第15号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村議員。

○7番（中村 末子君） ごめん。ちょっと質疑を出していないんだけど、これはどのような改正が主になるのか、内容を示していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。ここでしばらく休憩を挟みたいと思います。11時から再開したいと思います。

午前10時50分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） お答えいたします。

この条例は介護予防支援を行う事業者に関するものでございますが、これまでは地域包括支援センターだけが介護予防支援というものを行うことができたんですが、新たに居宅介護支援事業所も指定を受けられるということになりましたので、それに関する規定に関する改正を行うものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第17号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

次に、議案第19号高鍋町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 法令事項の改正によるものと考えますけれども、これによって今までとの違いはどういった変更があるのか、何か変更があるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 引用条項の条ずれが生じたため所要の改正を行うもので内容の変更はございません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑は終わります。

次に、議案第20号高鍋町水道事業給水条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 厚生労働省から国土交通省へ変更したことで何かメリットがあるのかどうか。例えば、耐震化への変更などについて補助などがつけられるのか。これにより公営企業法が変更となることはないのか、踏襲されるのかお伺いします。

また、文言が後先変更となることで何か差異が出てくるのかどうか、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） まず、1点目の厚生労働省から国土交通省への変更というところからお答えをさせていただきます。

所管する省庁が厚生労働省から国土交通省へと移管されることでのメリットについてでございますけれども、特に災害対応が大きいというふうに考えているところでございます。

移管に伴いまして水道事業が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に追加されることとなります。災害復旧に対する国の補助が従来は通常2分の1だったものが同法に基づきますと基本的に3分の2へと増えます。このことは水道経営の負担軽減につながるとともに早期の復旧に向けた対応が可能になってくるものというふうに考えているところでございます。

下水道の整備ですとか管理に加えまして道路インフラの老朽化や災害の対策を行ってきまして国土交通省に水道も一元化されるということで水道行政のパフォーマンス向上につながりましてその対策の強化が今後図られていくものというふうに考えているところでございます。

なお、地方公営企業法の改正のほうは今回ございません。

以上でございます。

失礼しました。もう一点、ございました。

文言の後先変更のお尋ねでございますけれども、こちら、文言の後先変更につきましては、第19条と第42条の部分のお尋ねかと存じますけれども、文言の前後を並び替えた部分につきましては条例全体の体裁と合わせるために行いましたものでございまして何らその条文の効力として差異が生じるというものではございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第21号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号高鍋町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 具体的にはどのような方向性となるのか。

また、個人情報を守られるとは思いますが、確認させていただきたいと思います。

利便性を図ることが第1条にうたっておりますけれども、具体的には住民にとってどのような利便性が図られるのかお伺いします。

職員の教育は必須だと考えますけれども、大丈夫なのかどうかお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 本条例の制定に関する具体的な方向性についてでございますが、今後、より急速に進むデジタル化への対応として本町における行政手続のオンライン化に必要な規定を総括的に定めることによりオンライン化への迅速な対応が可能となるとともにその動きがより活発なものになると予測しており、このことにより行政事務の合理化・効率化が図られるとともに、町民の皆様の利便性が向上し、生活のしやすさにつながるものと考えております。

個人情報についてでございますが、行政手続のオンライン化が進んでも従来どおり厳格に保護される仕組みを構築してまいります。

次に、本条例の制定に伴う町民の利便性の向上についてでございますが、行政手続のオンライン化が進むことにより、わざわざ役場にお越しいただく必要がなく、かつ時間の制約を受けずに各種の手続を終えることが可能となることなどの利便性向上につながるものと認識しております。

次に、職員の教育についてでございますけれども、情報通信技術の活用に関しましては本町職員のみで環境を構築することが可能なものは極めて少なく、ほとんどは、外部の専

専門的知識・技術を持った事業者に必要な業務の委託等をし、連携を図りながら進めていくこととなります。

しかしながら、職員が何も知らなくてよいというのではなく、目的を達成するために必要な、あるいは事業者と適切な連携を図ることが可能な知識の習得は必須であると考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、答弁を聞いて私が気になるのは、お年寄りが多いとなかなか利便性といってもどのようにすべきなのかと。今までと違うと。今まではこの書類を書けばよかったけど今度はここを押してとかあそこを押してとかというふうになってくるとお年寄りはなかなか活用がうまく図れない状況があると思いますし、例えばこれがコンビニなどで住民票などを取るということになってくるとますます訳が分からなくなってくる可能性も。

若い人たちは使い勝手がいいと思うんですね。だけど、そういう状況が出てきはしないかというのがちょっと気になる場所なんですけど、その辺はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 今回の条例制定の主な内容についてでございますが、これまで書面等により行うこととされている申請についてそれぞれの規則で定めるところによりいわゆるオンライン申請を行うことができるというような内容等になっております。

したがって、全てがオンライン申請で行うというのではなくそういった高齢者であるとか障害を持たれた方への配慮についてはそれぞれの規則等の中で必ずしもオンライン申請のみでの申請だけを受け付けるというものを規定することはないものと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第23号高鍋町犯罪被害者等支援条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 町民は犯罪被害者が存在することを知らない場合が多いと思います。例えば、これはどこが管轄してどのような方向性で運営されるのかがちょっと気になる場所なんです。

被害に遭った方々が「余計なことはしないでください」と言われた場合、それ以上の関わりはできないものと考えますが、どう位置づけてするのかお伺いしたいと思います。

犯罪被害者であることを知られたくないのにどこからかの情報で「大丈夫ですか」など

と言われたら大変なことになると思うんですね。啓発活動はどのようにしていくのか。犯罪被害者の人たちは、それぞれ、鬱ではないけれど、いろんなトラウマを抱えて、PTSDではないんですけども、いろんなことがあると思うんですね。

そのことに配慮していった形をしっかりと支援していかないと制定しても何も意味がないという状況もあると思いますので、今、私が申し上げたようなことは……。今まで犯罪被害者の方々から聞いている状況の中で余計な人がしゃしゃり出ているようなことを言われると非常に嫌だというふうな方が結構いらっしゃるみたいなんですね。

だから、犯罪被害者の方で、今までは、そこで集まってお互いに傷を本当に癒していくというか、そういう状況があるようなんですけども、そのことについては、どのような考えの下、制定されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） この条例につきましては、犯罪被害者等の相談窓口の設置、それから支援金の支給など犯罪被害者等に必要な施策を推進し被害に遭われた方の早期回復及び軽減を図るとともに犯罪被害者等を社会全体で支え町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものでございます。

町の窓口で御相談があり御本人から同意を頂いた場合に限り警察に犯罪被害者等であることについて照会を行い確認を取った上で支援金の支給や直面している問題について必要な情報の提供及び助言、関係機関等との連絡・調整を行うこととしております。

それから、啓発活動等についてでございますが、この条例の第3条第3項に規定しているように、犯罪被害者等の支援は、その支援の過程において、犯罪被害者等の名誉、それから生活の平穏を害することのないよう行われるとともに犯罪被害者等に関する個人情報の適切な取扱いの確保に最大限配慮して行ってまいります。

また、町の広報紙やホームページなどで周知を図り、この条例の目的、それから基本理念等が町民の皆様に定着していくように啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 犯罪被害者等の私は集まりに一度お伺いしたことがございます。そこで言われたのが金銭的な支援ですね。それが余りにも少な過ぎることが言われているんです。

例えば、一番、働き手、要するにその人が犯罪被害者に遭われたと。結局、働けなくなったという状況のときにそれをちょっと支援していただけるような状況というのがどれぐらい確保されているのか。

今、支援金という答弁がありました。大体どれぐらいのお金が支払いされていくのか。子どもさんが小さい場合、これから学校も上級になればなるほどいろんな支援も必要になってくるだろうと思うんですね。そういう方々は、もう少し何とか国でしていただきたい、そういうことをおっしゃっているんですね。だから、私は国にも働きかけを何度かしたこ

とがございます。

本当にもしそれで殺されて亡くなったといった場合には奥さんが専業主婦だったといった場合には収入がそのときからなくなるわけですから、家庭生活ができるよう、そして子どもたちを育てていけるようにしっかりと支援する必要があると思いますけれども、この制定があったことについて高鍋町として国の支援プラスアルファを考えているのかどうか、そこの確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 今、御説明しました支援金につきましては、これは一時金としての支給となります。支援金の額につきましては、遺族に30万円、重症病者に10万円の一時金、見舞金を支給することとしております。これは条例が可決された後に規則で定めて規則に基づく支給額となります。

この条例につきましては、県内で条例を定めているところが7団体程度しかなく警察や被害者支援団体のほうから県内どこに住んでも同じような支援が受けられるよう条例の制定について要請があったものでございます。

国の給付金等についてもスキームはあるようですけれども、支給に時間がかかるといったことがございますので、こういった支援金を市町村で出すことによって少しでも犯罪被害者の経済的負担が軽減されるような仕組みが構築できるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第24号令和6年度高鍋町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 2点ほどあるんですけど、委員会が違いますのでお伺いしたいと思います。

まず、1つ目は、12ページで、寄附金は15億円の歳入が計画されておりますが、令和4年度は10億円の計画に対して7億3,000万円、令和5年度が15億円に対して9億3,000万円ということでありましてけれども、私としては予算編成としては実績の金額を重要視して予算編成をされるのが大切であるというふうに思っておるんですけど、なぜ15億円の歳入にされたのかお伺いします。それが一点。

それから、185ページで、高鍋町持続的農業生産基盤支援事業補助金500万円、これは新規事業だと思っているんですけど、どのような内容なのかお伺いしたいと思います。

この2点をお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 1点目の御質疑についてお答えいたします。

予算につきましては、実績を基にというようなお話でございましたけども、あくまでも予算というのは見積りでございます。その中で実績を重要視するところではございますけども、いろんな状況の変化等がございまして、目標という意味も込めまして、ここら辺までは行けるのではないかと、可能性があるのであれば15億円というのも妥当だと考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 高鍋町持続的農業生産基盤支援事業についてでございますけれども、内容につきましては認定農業者を対象に持続可能な生産基盤の構築を図るため農業用の機械や施設の取得に関して1件当たり事業費2分の1の50万円を限度に補助を行うものでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 今の農業生産基盤のやつですけど、これは新規農業者だけの対応ですかね。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 認定農業者を対象にしております。

以上です。

○議長（永友 良和） よろしいですか。ほかにありませんか。15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 歳入から何点か質疑をさせていただきます。

まず、今回の予算総額111億4,200万円について査定前に各課より最初に上がってきた要求額の総額はどれぐらいだったでしょうか。

次に、町税が約9,000万円増収見込みとなっておりますが、伸びた理由は何でしょうか。町税の中の内訳もよろしくお願ひいたします。

次に、今年度は昨年度より歳入歳出予算総額が約5億円増えております。歳入増の主なものは基金繰入金で、財政調整基金は昨年度比約1億3,000万円、ふるさとづくり基金は昨年度比1億5,000万円増となっております。

ふるさとづくり基金に依存した財政運営は非常に不安定で自主財源の確保と財源の健全化が求められます。今年度もふるさとづくり基金を充当した新規事業があるようですが、新たな事業を行うには、ビルド・アンド・スクラップ、「何かをやるには何かをやめる」が原則です。そこで昨年度まで行っていた事業で今回新しい事業を行うためにこれは今年度はやめましたという事業があれば教えてください。

また、今のように基金に依存するという考えに基づいた財政運営は後年度に負担をかなり残すこととなりますが、ふるさとづくり基金に依存した今の財政運営をどう考えておられますでしょうか。お聞かせください。

あと、できれば委員会審査の資料としてふるさとづくり基金充当事業の一覧表の提出を

求めます。

以上です。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） お答えいたします。

平成6年度の……。失礼しました。令和6年度の高鍋町一般会計予算の各課要求時点の総額につきましては115億7,482万3,000円でございます。

次に、予算編成方針におきまして、議員が言われたビルド・アンド・スクラップについて明記しているところではございますが、なかなか、原課の要求におきましては住民サービスを重視しておりまして財政が思うようにビルド・アンド・スクラップが進んでいる状況ではございません。

昨年度まで行っていた事業をやめた例はございませんでした。義務的経費が大きく伸びる中で各課と協力しながら来年度に真に必要な予算のみを編成したところでございます。

しかしながら、今後、新たな住民サービスの需要に応じていくためには既存の事業の効果を見極めて新たな事業との優先順位を鑑みて事業を選択していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 最後の資料の要求についてはどうですか。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 失礼いたしました。ふるさとづくり基金充当事業につきましてはタブレットのほうにアップさせていただきます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに。すいません。税務課長。失礼しました。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課関係部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、町税の予算編成に当たりましては前年度の調定見込額など直近3年間の伸び率や収納率を加味して積算しているところでございます。

町税が伸びた理由でございますが、誘致企業の課税免除期間が終了したこと及び太陽光発電設備の新規課税の増加により固定資産税が増額となったことが主な要因でございます。

次に、町税の内訳についてでございますが、町民税につきましては定額減税や企業収益の鈍化などの影響により前年比約9,400万円の減、固定資産税につきましては先ほどの理由により前年比約1億6,400万円の増、軽自動車税につきましては昨年度とほぼ同額、たばこ税につきましてはたばこ販売本数の増加により前年比約1,900万円の増ということで予算計上をしたところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 失礼いたしました。後段の質疑についてお答えしていませんでした。申し訳ございません。

ふるさとづくり基金に依存した今の財政運営をどうお考えでしょうかという御質疑でございます。

ふるさとづくり基金に頼った現状の財政運営状況についてでございますけども、確かに、ふるさと納税制度は、毎年度の寄附額が変動することに加え恒久的な制度運用が保障されていない以上、寄附額が大きく減少した場合あるいは制度そのものが廃止となった場合にふるさとづくり基金を財源に継続的に取り組んでいる事業の財源確保が困難になったり基金を積み立てることができなくなったりすることも予測されます。

したがいまして、常にこのような危機意識を持ちながら、積極的な歳入の確保や歳出の抑制、選択と集中による事業の見直しなどに取り組み、財政の健全化及び安定した財政運営に努めていくことが重要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかにありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ほかの人はいないの。

○議長（永友 良和） 中村末子議員、いいですよ。

○7番（中村 末子君） こっちがあるよ。

○議長（永友 良和） いいですよ。先に。どうぞ。

○7番（中村 末子君） 兒玉さん、どうぞ。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 初めての総括質疑でちょっと難しいところもあるんですが、よろしくをお願いします。

予算書、各課、あと前年度の比較でちょっと気になることがあったので質問いたします。

各課と前年度で、空調関係の点検委託について、点検委託なので、毎年、同じような点検をしてその費用も大体同じじゃないかなというふうに考えています。しかし、予算書を見ますと去年と比べて多くなっているところと同じところがありますので、そのところをお願いしたいと思います。

まず、わかば保育園だと思いますが、空調換気保守点検委託が令和5年度の予算で89万3,000円が129万8,000円、前年度比145%。

2つ目、健康づくりセンター、空調設備等管理委託、令和5年度82万5,000円、令和6年度も82万5,000円。一緒です。

東小、空調設備等管理委託、令和5年度が286万円、令和6年度が404万4,000円で141%。

西小、空調設備等管理委託、令和5年度が214万5,000円が令和6年度237万8,000円、110.8%。

東中、令和5年度が198万円、令和6年度が226万4,000円で114.3%。前年度比です。

西中、空調設備等管理委託、令和5年度236万5,000円が令和6年度は226万

4,000円で前年度比95.7%。多分、これは工事があったというふうに思いますが、令和4年度は189万円でした、同じ項目で。

中央公民館、これは役務費として冷暖房機器保守点検手数料です。令和5年度は143万円が令和6年度202万円、141.2%。前年度比です。

美術館、空調機器保守点検委託、令和5年が70万4,000円、令和6年は70万4,000円で同じです。

給食センター、空調設備等管理委託、令和5年110万円が令和6年は176万円の前年度比160%になっています。

物価高で人件費等が上がっていると考えられますが、健康づくりセンターと美術館は委託料が同額、そのほかについては西中以外は全て増額となっております。特に東中と中央公民館、給食センターは大きな増加となっておりますが、それはどうしてなのか、質問いたします。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） わかば保育園の空調機器保守点検委託料の増額についてでございますが、大規模改修工事を行いました、その後、空調換気設備の適正な維持管理を行うために令和5年度からこの委託を開始いたしました。

令和5年度当初予算では議員がおっしゃいますように89万3,000円を計上しておりましたが、新設した空調機器及び全熱交換器各2台についても保守点検を行いたいということで昨年6月補正で29万6,000円を増額いたして補正後の額が118万9,000円となっております。令和6年度の当初予算が129万8,000円の計上となりますので、10万9,000円の増、割合としては9%の増額となっておりますのでございます。

その理由といたしましては、物価高に伴う燃料費等の増を見込んで、若干、増額計上をさせていただいたところでございます。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課関係部分について説明させていただきます。

学校関係と給食センターのほうの空調の保守管理業務関係なんですけれども、予算のほうは業者から提出してもらった見積りのほうに労務単価の上昇及び管理に使用する資材の高騰などを考慮してこちらのほうで積算したものでございます。

保守管理業務に使用しております単価は国土交通省の公共工事設計労務単価のほうを使用しております、その単価が全職種において約5%上昇しております。また、保守管理に使用する材料も物価高騰の影響によりかなり高騰していることが影響しております。

個別に御説明申し上げますと、まず東小学校のほうが前年に比べまして118万4,000円増えておりますけれども、これは、今年度、東小の第1棟の空調工事の更新工事を行った関係で今年度の保守からは除外していた関係で増えております。

さらに、個別空調になりましたので今度は全熱交換器のほうの数量が増えておりまして、

そちらのほうの保守も今回は加わっておりますので、このような金額になっております。

それから、あと西中学校が10万1,000円減額となっておりますけども、西中学校の空調機のほうの老朽化がかなり目立っております、特にクーリングタワーのほうはかなり音がうるさくて、その騒音対策のほうも今までお願いしてはいたんですけども、今回、そちらのほうがあまり思った以上に効果がありませんでしたので、その分を除外した関係で減額となっております。

それから、給食センターのほうですけども、あちらのほうに外気処理機という空調機があるんですけども、そちらに使用しております特殊なフィルターの単価が大幅に上がったことが影響しております。

教育総務課関係部分については以上でございます。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） たかしんホール（中央公民館）について御説明いたします。

たかしんホールの冷暖房機保守点検手数料が前年度比59万円増加している理由としては、令和5年度はホールのみを点検しておりましたが、令和6年度は1階、2階、全ての学習室、12台のエアコンの点検も行うこととしたため増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 健康づくりセンターのことなんですけど、燃料費が上がったとおっしゃいましたけど。

○議長（永友 良和） 答えていない。福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 確かに先ほど燃料費と資機材等の増を見込んで増額計上したというふうに答えました。わかば保育園です。

○議長（永友 良和） いいですか。兒玉議員、いいですか。6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） いろいろ調べてもらってありがとうございます。特に空調機器を管理するのにフィルター等を替えないといけないと。それで費用がかかっているということで理解してよろしいのでしょうか、ほかのところも。中央公民館はそういうふうに言われたんですけど。

○議長（永友 良和） 代表で答える。教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 代表してお答えさせていただきます。

一応、フィルターはある程度使ったら交換しないといけないというようなのもあって、空調関係のフィルターも、特に給食センターとかは特殊な機械でありますので、なかなか入手しづらいものなので、そういった資材が軒並み上昇しております、今回、このような委託料の増加のほうに反映されているものでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 地方消費税をはじめ国庫支出金減額要因は何でしょうか。

費用では土木費が大幅減額となっておりますけれども、工事終了に伴う減額なのか。

新規事業が25事業ありますけれども、そのことについて説明を求めたいと思います。
例えば、子ども・子育て支援事業計画作成に関する委託がありますけれども、これは委託せずとも事業計画はできないのか、答弁していただきたいと思います。事業内容が分かるものについての答弁は省いていただいて結構でございます。

答弁してほしい内容は、コンビニ交付システム導入事業における事業内容、包括的連携事業協力謝金、高鍋町魅力ある農業教育推進協議会補助で得られることは何でどのような団体なのか、地域力創造アドバイス謝礼とか黒水家住宅保存修理工事ではどのような工事をどのような目的で行うのか、嚶鳴フォーラム開催はどのような目的で得られるものは何かなど答弁を求めたいと思います。

地方消費税交付金、これは、社会保障財源化分、政策があるんですけど、歳出では約10倍の負担が高鍋町に求められております。これは、日本国憲法上、おかしいのではないかと思います、どうでしょうか。

どの施設も古くなり、長寿命化をはじめ策を尽くしておりますけれども、国は自治体任せの感があります。それに対してはどのような対策を考えての予算なのかお伺いしたいと思います。

町たばこ税やふるさと納税でも15億円を達成できるのかと思うほど多くなっております。支出ありきの予算ではないかと考えますが、これはどういうことなのでしょう。要するに令和5年度も達成していないのに令和6年度もまた同じような予算を出してどう考えているのかということを知りたいだけです。

○議長（永友 良和） 中村議員、新規事業は全課が答える。

○7番（中村 末子君） 答えなくていいのもあるよ。

○議長（永友 良和） ありますか。全課、一応、答弁が必要ですね。

○7番（中村 末子君） 全課、一応、答弁してください。

○議長（永友 良和） 分かりました。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課関係部分についてお答えいたします。

まず、最初の質疑、地方消費税関連の質疑でございます。

地方消費税交付金につきましては、予算積算時に国の地方財政対策や近年の交付実績等を基に算定した結果、減額となったものでございます。

また、国庫支出金につきましては、年度によって取り組む事業の予算規模や事業そのものが異なるため結果的に減額となっておりますが、具体的には防衛施設周辺道路改修等事業補助金や防衛施設周辺対策事業費補助金等の減額が大きく影響しているものでございます。

次に、地方消費税交付金（社会保障財源化分）についての御質疑でございます。

地方消費税交付金につきましては、消費税率が5%から8%、8%から10%へと引き

上げられたことに伴い地方消費税率も1.0%から2.2%に引き上げられており、増収分につきましてはその用途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てるものとされておりますが、特定財源を加味しても約13億円の財源不足が生じております。国が何らかの手法により財源確保に取り組まない限りこのような状況が続くものと認識しているところでございます。

続きまして、公共施設の老朽化についてでございます。

公共施設の老朽化等に関しましては、高鍋町公共施設個別施設計画において大規模改修または長寿命化工事を実施するとしていた総合体育館、図書館、わかば保育園の3施設につきましては事業が完了いたしました。それ以外の施設につきましては現状維持としている施設が多く、令和6年度予算におきましては継続して利用していくための改修等を実施するとの方針に基づき各施設において改修等の費用を計上したところでございます。

続きまして、支出ありきの予算ではないかという御質疑でございます。

予算につきましては、各課の予算要求後に実施した予算査定において全ての課の意見を聴取し歳入歳出とともに協議を重ねて編成しておりますので、支出ありきの予算ではございません。

先ほどふるさと納税の15億円の話が出ましたけれども、日高議員に答弁をしたとおりあくまでも見積りですので、可能性があるのであればその予算もありだと考えております。その予算が適正と思って、今回、計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（吉田 聖彦君） 土木費の大幅減額の主な要因についてでございますが、防衛の補助事業で行っております茂広毛平付・高岡線、神祭野坂でございますが、これは、2か年の継続事業、令和4年、令和5年、それから令和6年、令和7年で行っております。1年目の工事費は前払金分の約4割、2年目の工事費は残りの6割で支出するため2年目の令和5年度の工事費と初年度の令和6年度の工事費を比較しますと大幅な減となるものでございます。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 新規事業につきまして総務課所管の新規事業について御説明いたします。

まず、例規集内容精査委託についてでございますが、デジタル化が進む一方でその法制度等の多くはデジタル技術の登場以前に確立され書面や対面といったアナログ的な手法を前提としており、デジタル化の妨げとなっている一面がございます。

このため国から地方公共団体に対してアナログ的な手法を定めている法令等の点検や見直しを行うよう求められておりますので、本町の例規のアナログ規制の洗い出し調査、例規への影響検討のための資料を作成すること等の業務を委託したいと考えております。

次に、システム標準化業務委託料についてでございますが、地方公共団体が基本的な事

務を処理するための基幹系情報システムはその事務の大半が法令で定められておりますが、地方公共団体が利便性等の観点から個別に機能のカスタマイズ等を行っており、その結果、制度改正等の改修等におきまして地方公共団体は個別の対応を余儀なくされ、負担が大きいことなどの課題が生じております。このため国におきまして地方公共団体の情報システムの標準化が進められているところでございます。

なお、財源につきましては、全額、国費対応となっております。

次に、犯罪被害者等支援金についてでございますが、先ほども御質問がございました犯罪被害者等の経済的負担軽減を図るため条例可決後に規則を定め当該規則に基づき支援金を支給するものでございます。

最後に、消防費、水槽付消防ポンプ自動車購入についてでございますが、消防団本部の水槽付消防ポンプ自動車の使用開始から既に30年が経過し老朽化していることから防衛省の助成事業を活用し更新を図るものでございます。

現時点で補助金の交付決定はなされておりませんが、交付決定後に補正予算を計上しその後発注を行った場合、年度内の消防自動車の納入が困難となることが予想されるため当初予算にて計上させていただいたものでございます。

総務課所管の新規事業説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 地域政策課所管部分についてお答えいたします。

第7次高鍋町総合計画人口ビジョン及び総合戦略策定業務委託についてでございますが、まず人口ビジョンにつきましては急激に進んでおります人口減少の現状に合わせ人口ビジョンの改定を行うものでございます。

総合戦略につきましては、令和6年度に計画期間の終期を迎えますので、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略に即した内容で次の5年間の総合戦略を策定するものでございます。

総合計画につきましては、マニフェストなど首長の意向を反映させた内容とするため、計画期間を1年延長し、令和7年度に策定する予定としております。

急激に減少しております人口動態の予測と分析が必要であること、デジタル化の進展による目まぐるしい環境変化に即応した総合戦略や総合計画とすること、その両者の整合性を確保するため本業務を一括して委託することが望ましいと考えるものでございます。

以上です。

すいません。もう一つですね。失礼しました。

最後に商工費の地域力創造アドバイザー謝礼の目的でございますが、国が推進しております農泊をはじめとしました地域資源を観光コンテンツとし、これらを活用し国内外の観光客を呼び込む施策、これを実現するため食・農・観光を取り巻く現状やこれらを連携する事業に精通し専門的知識を有した方を地域力創造アドバイザーとして助言・提案等また指導等を頂きたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 町民生活課長。

○町民生活課長（日高 茂利君） 新規事業の町民生活課関係部分についてお答えいたします。

まず、コンビニ交付システム導入事業の内容でございますが、コンビニ交付クラウドシステムを構築いたしましてコンビニエンスストア等に設置してあります端末機で証明書の交付が可能になるもので、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の付票及び税証明書を対象とする予定でございます。

次に、包括的連携事業協力謝金についてでございますが、テレビ宮崎とのSDGs推進に係る事業連携を予定しております。同社では2022年からUMK食べKID宣言として独自に食品ロス削減を中心といたしましたSDGs啓発活動を継続されておりますことから、同社と食品ロス削減を主なテーマといたしまして関連事業等に連携して取り組み、SDGs啓発の推進を図ることとしております。

○議長（永友 良和） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課関係の子ども・子育て支援事業計画策定委託についてでございますが、来年度に策定する第3期計画につきましては子ども・子育て支援法に基づき5年を1期として令和7年度から令和11年度までに必要とする保育ニーズの見込みやそれに対応する提供体制の目標設定などを定めるものでございます。

保育ニーズの見込みに関しましては、本年度実施いたしております子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について、独り親家庭、共働き家庭、フルタイム、パートタイムなどの家族構成や就労形態など家庭の状況によるニーズの傾向のほか過去の保育サービスの利用実績や推計人口の動向など様々な角度から分析を行い潜在的なニーズを把握することが求められております。そのため計画策定業務の実績を備え専門知識を有する事業者に業務を委託し実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 新規事業につきまして農業政策課関係部分について御説明いたします。

まず、主要事業リストの72番の園芸施設災害助成金ですが、台風等の自然災害により園芸施設に被害を受けた農業者に対し営農意欲の維持と営農再開に向けた負担軽減を図るため被災したビニールの処分に係る費用につきまして助成を行うものでございます。被災した園芸施設の面積10アール当たり1,500円の助成を考えております。

次に、76番の青木地区灌漑排水路改修工事測量設計業務委託ですけれども、これは、補正予算の際にも説明いたしました。令和4年度に中原ため池排水工事測量設計業務を行いましたところ、ため池の下流排水路の断面が不足することが判明したため、県と協議を行い、別事業の農業水路等長寿命化・防災減災事業で既設排水路改修工事の測量設計業

業務として計上するものでございます。

ちなみに、国55%、県18%の補助となり、残りの27%が高鍋町の負担となります。

次に、81番の高鍋町魅力ある農業教育推進協議会補助金でございますが、地域における農業教育の推進を図るため、高鍋農業高校と連携した地域振興や人材育成、その他協議会の目的達成に必要な事業に対して助成を行うものでございます。

農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化する中、地域農業の将来の担い手を育成します農業高校の入学人数も減少しております。当協議会は、主に農業高校が実施します販売会や視察、研修会等の費用を助成しまして農業教育の充実を図り、その魅力を向上させ地域農業の担い手の成長及び獲得につなげていければと考えております。

ちなみに、本事業につきましては、令和3年度から3年間、未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業という県単独事業を活用し事業を行ってまいりました。

令和5年10月に宮崎カーフェリーの新船就航1周年記念イベントにおきまして一般の事業者に交じり神戸市において農業高校の加工品を販売し、農業高校の魅力を県外の方にアピールし、その様子がテレビ放映されたこともあり、校長先生の話では6年度の入学志願者の町内の割合が若干増えたと聞いております。

今後も、このような事業を展開し、少しでも農業高校の魅力を上げることで本町農業の活性化につなげられればと考えております。

次に、82番の高鍋町持続的農業生産基盤支援事業補助金につきましては、先ほど日高議員の答弁でもありましたけども、地域農業の担い手の持続可能な農業生産基盤の構築を図るために農業用機械または農業用施設の取得に対しまして助成を行うものでございます。

対象者は町内に居住または事務所を設置します認定農業者で、農業用機械または農業用施設の取得に係る費用の2分の1以内、上限50万円の助成を考えております。

物価が高騰し全ての生産資材が値上がりしていますので生産者の負担軽減になればと考えております。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課関係の新規事業についてお答えいたします。

主要事業リストの109番のICT支援員配置業務委託につきましては小中学校にICT関連業務を専門に行うICT支援員1名を配置するものでございます。

現在、タブレット導入業者に都度対応してもらっているんですけども、問題が起こってからの事後対応となるため十分な支援が行えている状態とは言えない状況になっております。

なお、西都児湯管内でICT支援員が配置されていないのは本町だけとなっております。

このようなことから、学習端末の管理、マニュアル作成、操作支援、保護者向け説明資料の作成支援、トラブル対応、ユーザーアカウント運用支援、年度更新業務支援、研修などの専門的な業務をICT支援員に行ってもらうことによってICT活用機会の増大、児童生徒のICTスキル向上・学力向上、教職員のICT活用スキル向上・負担軽減につな

げようとするものでございます。

次に、115番の西中学校防音機能復旧（空調・換気）実施設計業務につきましては、老朽化している西中学校の空調設備を令和7年度に防衛省の補助を活用して更新するための実施設計業務を委託により行うものでございます。

校舎3棟をまとめて設計を行うこととしておりまして、設計の中で1棟ごとに工事を行ったほうがよいのかまとめて工事が可能なのかといったことなどについても検討することとしております。

次に、117番の給食共同調理場検収室増築工事でありますけれども、もともとこの共同調理場には食材の受入れを行う検収室がなく業者から納入された洗浄前の野菜等の検収を下処理室で行っていたんですけれども、保健所の立入検査におきまして衛生管理が不十分であるため改善を求める旨の指導を受けております。

このようなことから、納入された野菜等を検収する部屋を増築するための工事の実施設計を令和4年度から令和5年度にかけて行い、その設計に基づき工事を行うものでございます。

なお、設計を進める中で保健所や栄養士との協議を重ねた結果、単に検収室を増築するだけでなく汚染区域や非汚染区域に適した調理員の移動経路を確保するため新たな給配水設備や既存施設の改修も必要となりましたので、そういったものも今回の工事費用に反映しているところでございます。

次に、118番の中学校給食無償化事業についてでございますが、保護者の負担軽減のため中学校の給食費を全額補助するものでございます。1食当たりの単価を300円、これに東西中学校の生徒数605人、それから給食実施日数199日に乗じた額である3,611万8,500円を給食食材の一括発注業務を行っている高鍋町学校給食会へ補助することとしております。保護者の方にとりましては生徒1人当たり約6万円の負担軽減となる見込みでございます。

なお、小学生分は、物価高騰の影響で1食当たり240円に単価の見直しを行っておりますけれども、保護者の負担は今までどおり225円に据え置き、その差額分15円に中学校と同じように児童数1,050人、給食実施日数201日に乗じた額である316万5,750円を学校給食会へ補助することとしております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩佐 康司君） 社会教育課に関する事業について御説明いたします。

主要事業リストの120番の高鍋湿原学術調査委託につきましては前回調査から10年が経過したことから改めて植生変化の確認を行うものでございます。

次に、121番の黒水家住宅保存修理工事実施設計業務委託につきましては、黒水家住宅の東側の内壁が外側にもたれかかっているなどの老朽化に伴うもので文化財の価値を残して修復するための実施設計の委託でございます。

次に、122番の嚶鳴フォーラム開催につきましては、高鍋町の先人であります児童福祉の父・石井十次の生き方から誰一人取り残さないまちづくり、人づくり、心育てを見つめ直す機会といたします。

また、嚶鳴協議会に加盟している自治体からも御参加いただくことでより多くの方に石井十次を知っていただくことはもちろんのこと、高鍋町をPRすることができるものと考えております。

そのほかの各施設の改修実施設計や改修工事につきましては各施設の老朽化に伴うものなどございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ふるさと納税についてはしっかりと質疑をしていなかった状況があります。私はふるさと納税の金額を15億円とした理由を知りたいんですよね。でも、今でも令和5年度の分が達成できていないという状況の中で本当に15億円も達成できるような内容があるのかどうか。

そして、今度の状況の中でふるさと納税に今度新たにこういうものが加わっていきますというようなのかどうか、農産品を含めて。それがちゃんとできているのかどうかというのは非常に気になる場所なんですよね。

私がお願いしたいのは、都城みたいに産地偽装をするような業者をお願いするのではなくて、きちんとした高鍋町内のいろんな人たちの知恵を集めて、これは大事な資金源ですので、そこをしっかりと15億円以上確保していくような状況というのをつくるためにはどういった仕掛けをしていくのかということも聞かなければならないなと思っているんですよね。そういうところはどういうふうを考えていらっしゃるのかということをお聞きしておきたいなと思うんですよ。

そうしないと、町たばこ税は今までもこれだけあるから多分大丈夫じゃないかなという気はするんですけども、これは計画倒れになる可能性もあるかなという気がするんですよね。私は、そこ辺のところをどういうふう考えているのか、新しい産品があるのかどうか、そこをお答え願えればというふうに思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 先ほども申しましたが、3年ほど前の都城の事例を出されましたけど、高鍋町も原産地が分からない商品等が数多くあったりふるさと納税には合わない地場産品と言えない商品を数多く売っていたことがあり、その商品を大きく削ったことでかなりの納税が減りました。また、そこで業者との亀裂が起こったのも確かでございます。

今、非常に業者とも連携を取るような取組に入っておりますし、高鍋町の場合、また、去年、15億円、総務省のまた見直しも入ったということがあったこととキヤノンさんのカメラを少し調査して地場産品としての検査があったので少し空間が空いてしまったということがあります。

それが復帰できましたし、また肉類は高鍋町は40%ぐらいしか納税実績がございませんが、納税額の多いところは大体7割は肉でございます。高鍋町の場合はそれが少ないので、今、いろいろと商品を考えています。

特に、会社名を出しますけど、南薩食品さんに非常に肉で連携しましょうということをお願いしていて、この納税額は大きく見込めると考えておりますし、そのような仕掛け、納入業者との連携、また肉類、特に鶏肉等の追加もあり、かなり増額できるという位置に今やっと戻りかけてきたなという取組になっているところでございます。

○議長（永友 良和） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ふるさと納税で、産地の問題でいえば、ここは、豚も、名前を出して申し訳ないんですが、佐藤さんなんかがいらっしゃるんですよね。豚肉でも。ここでセイセイしていないために、結局、ここで豚肉というのは出せないんじゃないかなというふうに思うんですね。

でも、せっかく、牛でもそうですけど、高鍋町で牛を養っていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるわけですよね。でも、加工所がないためにできないという状況というのが今あるんじゃないかなという気がするんですよね。

豚肉でも認めていただければ、佐藤さんもいい豚肉を出そうと思って一生懸命頑張っていると思いますし、牛肉についても、確かに消費は落ち込んでおりますけれども、おいしいお肉であれば絶対注文があると思うんですね。

総務省とも本当に相談をさせていただいて、枝肉なんかでも番号が例えば高鍋町のものであれば出せるというような状況になればかなり大きな取引額が期待できるんじゃないかなという気がするんですよね。

その辺のところも併せて総務省のほうとある程度協議させていただいて、豚肉には番号が多分ついていなかったと思うんですけども、豚肉なんかもここからいけばトン数でいえばこれだけのトン数は出していると。豚肉ね。佐藤さんだけではございませんので。それがあるということ。

○議長（永友 良和） 中村議員、すいません。質疑をお願いします。

○7番（中村 末子君） そういうものはできないかということを経済省と協議できるかどうかというところを聞きたいんですよ。それはどうですか。

○議長（永友 良和） 地域政策課長。

○地域政策課長（山下 美穂君） 先ほど町長が申しましたとおり、高鍋町からのお肉というものを、なかなか、現状、出せていない、また量が少ないというところがございます。

経済省に対しまして寄附に対します返礼品につきましては全て登録することとなっております。その時点でこれがそれにきちんと対応できているかどうかの確認は都度都度行っているところでございます。

また、お肉等に関しまして、お肉だけではございませんが、ある一定の寄附を頂くためには安定した供給量も必要になってくるかと思っております。これらを含めまして引き続き事業

者の方々と協議を進めながら魅力ある商品を生み出していきたいと考えます。

以上です。

- 議長（永友 良和） 総務省と協議できるか。
- 7番（中村 末子君） 牛肉の番号があるじゃない。枝肉。番号がありますよね。
- 議長（永友 良和） それは総務省とでじゃなくて、例えば言われた豚、佐藤さんとかそういうところとということですか。総務省でしょう。
- 7番（中村 末子君） 総務省とせんと産地が違うとか言われるとあれやから。
- 議長（永友 良和） 協議できるのかどうか。
- 7番（中村 末子君） 協議できるのかどうか。
- 地域政策課長（山下 美穂君） （ ）、休憩いいですか。どうしましょうか。
- 議長（永友 良和） 分からんね。
- 地域政策課長（山下 美穂君） 確認します。
- 議長（永友 良和） 中村議員、これはすぐ答えられないそうですので、一回、ここで休憩を挟みますんで。午後から（ ）。
- 地域政策課長（山下 美穂君） そんなにはかからないですけどね。10分ぐらいあれば。
- 議長（永友 良和） いや。午後からにします。
- 地域政策課長（山下 美穂君） 分かりました。
- 議長（永友 良和） まだありますので。たくさんありますんで。

じゃあ、一応、ここで暫時休憩いたします。午後1時10分より再開いたします。

午後0時04分休憩

午後1時09分再開

- 議長（永友 良和） 再開いたします。
- 中村議員の3回目の質疑の答弁からになります。地域政策課長。
- 地域政策課長（山下 美穂君） ふるさと納税におきます返礼品についてでございますが、この返礼品の登録につきましては、その商品は、あらかじめ総務省が定めております地場産品の基準、地場産品類型というものがございます。こちらが9類型ほどに分かれておりまして、商品を登録・申請する際にそのどれに当てはまるかという形も含めた上で申請を行い、そちらに対して総務省がその確認を一品一品行っているところでございます。
- 中村議員がおっしゃいました事前の協議や相談等々に関しては特に行っておりませんが、そちらの申請に当たりまして総務省よりこれはどれに当てはまるのかなどの疑義がある場合には照会またそのやり取りを繰り返しながら登録作業を繰り返しているところでございます。
- 以上です。
- 議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第25号令和6年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 国民健康保険税は、まだ決定ではないと思いますけれども、どういう方針の下で保険税を算定したいと思っているのか。補正予算でも申しあげましたけれども、繰越分と基金を入れれば国保税は大幅な引上げはしなくて済むと考えますが、方針はどのように考えているのかお伺いします。

一般管理費が伸びている理由は何でしょうか。

保険税納付状況についてはどのような変化をしているのかお伺いします。

保険事業費が伸びている理由は何なのか。保険者が大分減ってはきていると思うんですけども、このことについてお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 保険税算定の方針についてでございますが、当初予算におきます国民健康保険税は県に支払います国民健康保険事業費納付金に基づき計上しております。また、被保険者の将来負担を考慮し、計画的に適切に基金投入を行うことにより国保税の大幅な引上げにならないようにするという方針の下、税率を算定しております。

次に、一般管理費が伸びている理由でございますが、現在、町民生活課で行っております資格異動に係る事務を4月からは健康保険課で行うこととしており、それに伴い会計年度任用職員を1名増員することによる増額でございます。

次に、保険税納付状況につきましては、近年は高い収納率を保つことができっておりますが、当初予算編成におきましては納付状況を勘案した編成は行っておりません。

次に、保険事業費が伸びている理由についてでございますが、主な増額の理由は人事院勧告に伴う会計年度任用職員5名分の人件費増額によるものでございます。

また、新規事業といたしまして高血圧の重症化予防に着目した健診項目を追加することによる増額でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第26号令和6年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子君。

○7番（中村 末子君） 75歳以上の後期高齢者人数は何人となり、そのうち基礎疾患保有者及び介護保険利用者の把握はしているのかどうかお伺いします。

一般管理費が前年度予算と比較して大きく伸びていますけれども、その理由は何かお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 後期高齢者の人数についてでございますが、令和6年

1月末現在、3,523人でございます。

また、基礎疾患保有者及び介護保険利用者数についてでございますが、基礎疾患とはある病気や症状の原因となる病気のことでございます。そのため、基礎疾患保有者という定義がございませんので数の把握はできません。

介護保険利用者数の把握についてでございますが、令和5年11月の実績では被保険者数の2割弱の方が利用しておられる状況でございます。

次に、一般管理費が伸びている理由でございますが、広域連合の機器更改に伴います本町の機器設定変更作業に係る費用でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第27号令和6年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 新富町と木城町の負担が増加し、高鍋町の繰入金が少なくなっている要因はどう判断しているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 介護認定審査会特別会計の各町の負担についてでございますが、審査会事務局の会計年度任用職員に係る経費につきましては新富町と木城町に負担していただいております、その他の経費につきましては3町で負担をしております。

人事院勧告により事務職員の勤勉手当が支給されることに伴い会計年度任用職員に係る費用は増額となるものの、審査会開催回数の減少によりその他の費用は減額となりますことから新富町及び木城町の負担額は増額となり、本町の負担額は減額となるものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第28号令和6年度高鍋町介護保険特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 保険料が少なくなった要因は何なのか、1人当たりの保険料はどう推移しているのかお伺いしたいと思います。

総務費が増となっているが、その要因は何でしょうか。

今度、介護保険に関する法が改正され、条例も応じて変更になりますが、改正の詳細は理解できませんけれども、訪問介護などの単価は引き下げられ、施設介護の単価は引き上げられると聞き及んでおります。

自宅で介護保険を使う人々は施設に入るにはお金がないなどと聞いております。居宅は食事や掃除など基本的な内容が必要ですが、来ていただいている方の費用単価が低くなれ

ば辞める方も出てくるのではないかと考えます。どうなるのか、具体的にお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（濱本 生代君） 保険料が少なくなった要因及び1人当たりの保険料の推移についてでございますが、令和6年度予算は令和6年度から8年度までを計画期間といたします第9期介護保険事業計画に基づき編成いたしております。

保険料につきましては計画期間中に必要となりますサービス給付費等から保険料収納必要額を算定し被保険者数等を勘案した上で決定いたします。保険給付費や地域支援事業費等の歳出額の減に伴い保険料も減となるものでございます。

1人当たりの保険料につきましては議案第13号で提案しておりますとおり基準額が年額6万2,000円から6万4,500円へ増額となります。

次に、総務費が増となっている要因についてでございますが、人件費の増が主な要因でございます。

次に、介護報酬改定による影響についての御質問ということでお答えをさせていただきますが、基本報酬は多くのサービスで引き上げられますが、訪問介護サービスにつきましては基本報酬は引き下げられる見込みでございます。

御指摘のとおり訪問介護の人材不足が進むのではないかと懸念がないわけではございませんが、国は処遇改善加算を引き上げる方針でございますので今後の動向を注視していく必要があるというふうに考えております。

施設入所につきましては、自己負担が高額になった場合の負担軽減や所得が低い方の居住費と食費の負担が軽減される制度がございますので一定の負担軽減は図られるものと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第29号令和6年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今年度はメーター更新があり基金繰入れをしていますけれども、残金はどのくらいあるのか、またメーター更新については支障なくできているのかどうかお伺いします。

○議長（永友 良和） 農業政策課長。

○農業政策課長（濱本 明俊君） 一ツ瀬川雑用水基金残高についてでございますが、令和5年12月現在で2,350万7,356円となっております。

メーター更新につきましては、7年ごとに行っておりますので、次の更新は令和13年度となります。それまで予算の適正な管理に努めまして、これまで同様に年次的に基金に積立てを行いまして今後もメーター更新を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第30号令和6年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 最初の日に人事案件で西都児湯の固定資産評価審査委員会の委員が新メンバーになっておりますけれども、研修などはしなくていいのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 新しい委員に対する研修についてでございますが、資産評価システム研究センターが実施しております固定資産評価審査委員会運営研修会に参加し固定資産税制度の現状や審査会の運営等についての研修を受講するため予算案の需用費に研修会のテキスト購入に要する予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第31号令和6年度高鍋町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 令和6年能登地震があり、断水が続いているようです。耐震化が問題になっておりますけれども、高鍋町では何%耐震化ができていますのかお伺いします。

新築住宅はできているんですけれども、空き家が増加していると考えます。現在の状況を水道事業としてはどのように捉えているのか。

中央管理棟の警備業務委託はしているんですけれども、問題発生時の対応としてのマニュアルはできているのかお伺いします。

昨年度も聞いたんですけれども、老瀬浄水場の在り方をどう検討しているのか、再度、昨年に引き続きお聞きしたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 只今4点のお尋ねがございました。順にお答えを申し上げます。

配水管路の耐震化の状況についてでございますけれども、口径200ミリ以上の基幹管路につきましてお答えを申し上げます。

令和4年度の決算の数字でございますけれども、総延長1万6,746メートルのうち7,499メートルを耐震管へと切り替えております。率にいたしますと44.8%という数字でございます。

全国的に見ますと基幹的管路の耐震適合性のある管の割合というのは41.2%のことでございますので、僅かではございますけれども、当町の耐震化率というのは全国平均

を上回った数字というふうになっているところでございます。

続きまして、2点目のお尋ねの新築住宅の増加等にまつわる部分というところで、御指摘のとおり新規に御契約を頂いております戸建て住宅ですとか集合住宅は増加しております一方空き家ですとか空き部屋も増加の傾向を示しているところでございますが、私どもといたしましては、住宅単位の増減ではございませんで、どちらかといいますと給水人口の減少が経営により大きな影響を与えるものというふうに捉えているところでございます。

これからもこの傾向は変わらないものというふうを考えておきまして、難しい経営のかじ取りが今後も続いていくものというふうと考えているところでございます。

続きまして、3点目のお尋ねでございます。夜間警備、中央管理棟の警備ということでございます。

問題発生時の対応マニュアルでございますけれども、基本的にこの警備員は夜間常駐警備員でございます何らかの事象が発生した場合にはその内容に応じまして工務係もしくは管理係の担当の方に電話連絡を行うという体制になっております。

特に浄水場における問題発生時には工務係の職員に支給しております携帯電話に警報の内容を知らせるメールが送られまして職員による即時の対応が可能というふうになっているところでございます。

4点目でございます。

老瀬浄水場についてでございますけれども、老瀬浄水場につきましては、設置から54年、前回の更新事業から26年が経過しております老朽化の進行が著しいものとなっております。耐震性に乏しい施設の更新は必要不可欠な状況というふうになってきております。

今年度、老瀬浄水場の更新につきましてその在り方検討を含めた概略設計を行っているところでございます。その中で老瀬浄水場を含めました浄水施設全体の見直しを図りまして人口減少によります給水量の低下に見合う施設規模での更新を進めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

具体的な計画の詳細でございますけれども、その背景なども含めまして、これから、この後ということですが、特別委員会の予算審査の中で御説明を差し上げていきたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第32号令和6年度高鍋町下水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 水洗率が気になる場所なんですけど、どのくらいになっているの

か、水洗化できない家についての調査はしているのか、どのような対応をしているのかお伺いします。

一般会計などからの繰入金で8,406万5,000円となっておりますけれども、不足はないのか、確認だけさせていただきます。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） 2点のお尋ねでございます。

1点目から、令和4年度末時点での水洗化率についてお答えいたしますけれども、87.8%でございます。

水洗化できない家屋につきましては、以前、調査を実施しております。これはちょっと古いんですけども、平成23年から25年度にかけての調査でございますけれども、その際に挙がりました主な理由でございますけれども、御自宅をリフォームする予定があるのでそのときに行うとか、また浄化槽を設置して間がないので改修する際に行う、また生活上の金銭的な理由によって接続が現在のところ難しいといった内容のアンケート結果を頂いているところでございます。

類似団体の平均は81.1%ということで比較いたしますと高鍋町は高い水準に位置しているというふうに考えております。とは申しまして引き続き接続率の向上に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、これからも対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

2点目でございます。

他会計の負担金ということでございまして、資本的収入の他会計負担金につきましては、御案内のとおり8,406万5,000円ではございますが、収益的収入の他会計補助金の1億2,500万円と合わせますと合計2億906万5,000円を一般会計から御負担いただく予算を計上しているところでございます。

昨年度と比較いたしますと、一般会計からの繰入金につきましては1,268万円の減少というふうになっておりますけれども、事業の遂行に当たって不足しているという状態ではございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第10号から議案第12号、議案第18号、議案第19号及び議案第21号から議案第24号までの9件につきましてはお手元に配付しました付託議案審査日程表のとおりそれぞれ所管の各常任委員会に審査を負担することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号から議案第12号、議案第18号、議案第19号及び議案第21号から議案第24号までの9件につきましては各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号から議案第17号、議案第20号及び議案第25号から議案第32号までの14件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号から議案第17号、議案第20号及び議案第25号から第32号までの14件につきましては、議長を除く13名をもって構成する特別会計等予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで正副委員長の互選を行いますので、しばらく休憩いたします。議員の皆さんは第3会議室にお集まりください。

午後1時29分休憩

.....

午後1時31分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの特別会計等予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして正副委員長の互選が行われましたので結果について報告いたします。

同委員長に古川誠議員、同副委員長に中村末子議員がそれぞれ互選されました。

.....

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時31分散会

.....